

2. 資金管理業務の実績

(3) 再資源化預託金等の管理・運用

自動車リサイクル法が2005年1月に本格施行されたことに伴い、再資源化預託金等の預託が開始され、資金管理法人も運用を開始しました。

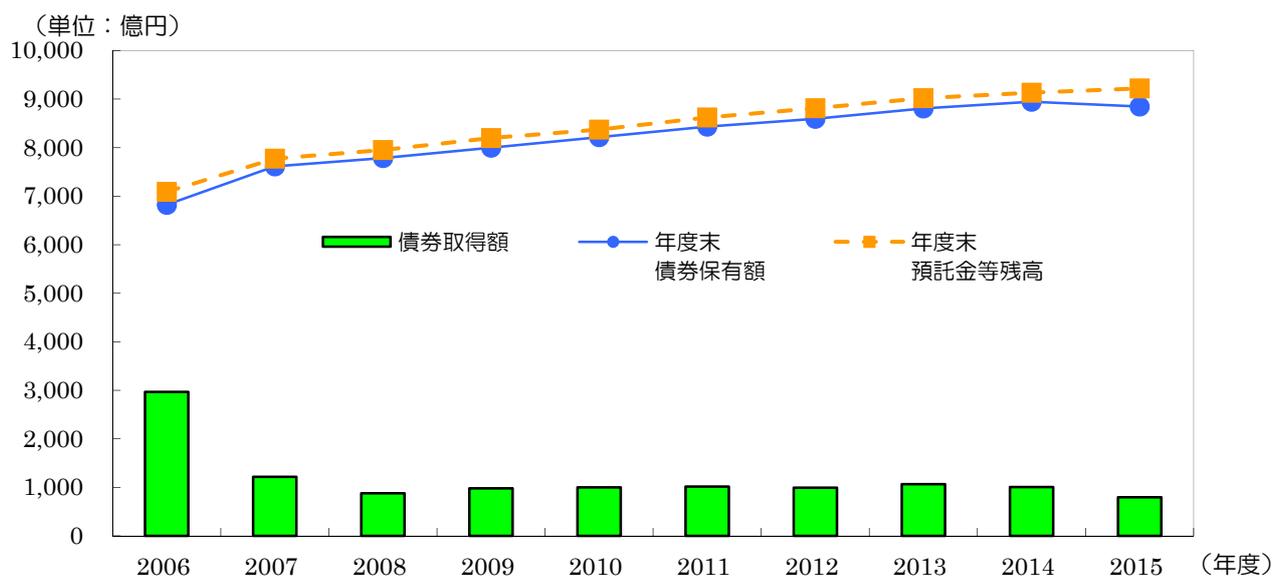
資金管理法は、同法第97条に規定する運用方法の範囲内において、資金管理業務規程第14条別紙に定める「運用の基本方針」に則り年度の運用計画を策定し、再資源化預託金等の元本確保を前提とした上で、一定程度市場の金利動向を踏まえ安全確実に管理及び運用を行います。また、運用状況を一般の方にもご理解頂けるよう、四半期毎に本財団のホームページにて公表しています。

①債券取得・保有状況

債券の取得管理については、満期まで保有することを前提とし、また、年度毎の償還金額が平準化する運用を原則とし、債券を満期までの残存期間毎に均等に保有します。

●新規取得額の推移

- ・2008年1月末までは継続検査時預託が行われていたことにより、債券の取得額は増大していました。
- ・2008年度以降は、主に償還金額を再投資し債券取得を行う安定運用期に入っています。
- ・2016年2月以降は、日本銀行による金融緩和策の影響により、取得対象の国債の利回りがマイナスであったため取得を行いませんでした。未取得額228億円については暫定的に銀行預金で運用を行うこととしています。



(単位：億円)

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
債券取得額	2,966	1,217	878	979	999	1,015	993	1,065	1,005	795
年度末債券保有額	6,820	7,613	7,784	7,997	8,216	8,432	8,595	8,808	8,946	8,848
年度末 [*] 預託金等残高	7,091	7,776	7,953	8,199	8,375	8,624	8,814	9,020	9,134	9,222

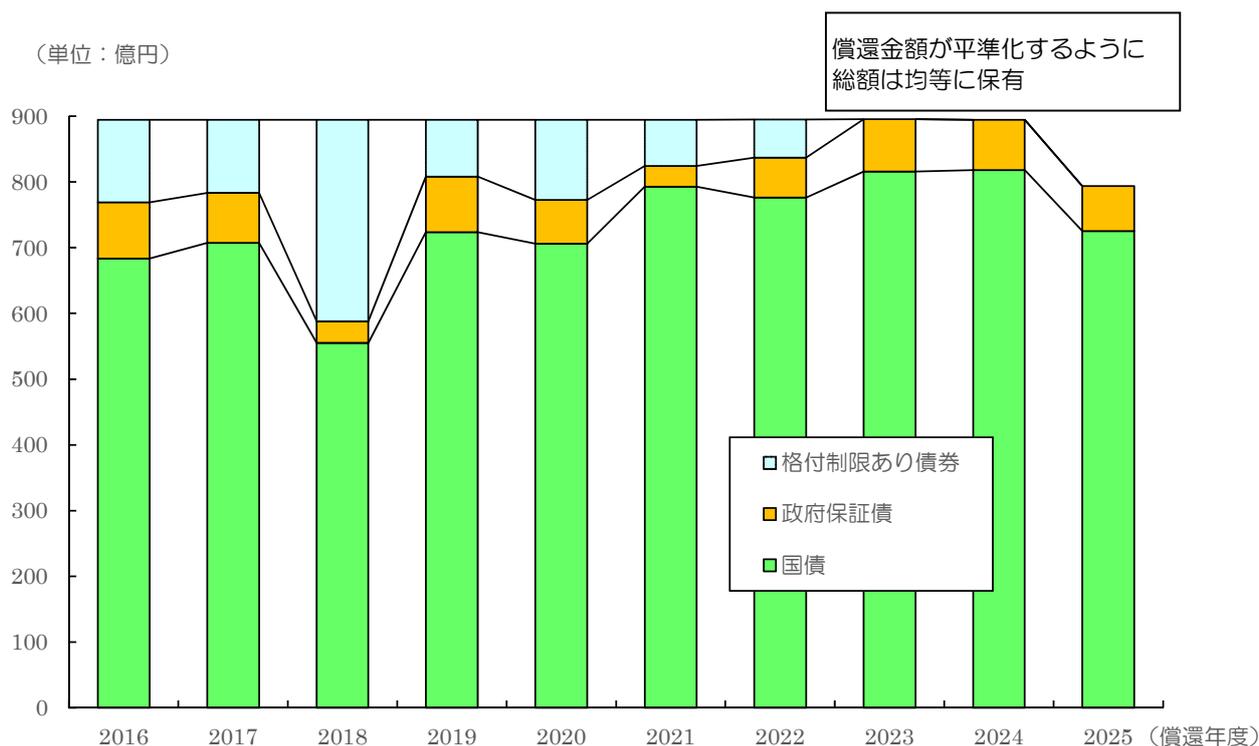
※預託金等残高には将来の払渡等に付する利息も含まれます。

2. 資金管理業務の実績

②債券種別構成

運用対象資産の範囲は、国債・政府保証債、格付け制限あり債券（信用格付業者が付与した格付けがAA格以上の信用力の高い、財投機関債・地方債・社債・金融債）などに限定されていますが、債券市場の環境変化にともない、2013年1月から、新規取得債券については国債・政府保証債のみに変更しました。なお、2015年度は取得対象の国債の利回りがマイナスであったため、228億円分について取得を行いませんでした。

●償還年度別債券残高及び債券種別構成（2016年3月末時点）



債券種別	償還年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	総計
	国債	残高(億円)	683	707	555	724	706	793	776	816	818	725
構成比		76%	79%	62%	81%	79%	89%	87%	91%	91%	91%	83%
政保債	残高(億円)	86	76	33	84	67	32	61	80	76	69	663
	構成比	10%	9%	4%	9%	7%	4%	7%	9%	9%	9%	7%
格付制限あり債券	残高(億円)	126	111	307	87	122	70	58	-	-	-	881
	構成比	14%	12%	34%	10%	14%	8%	6%	-	-	-	10%
債券合計	残高(億円)	895	895	895	895	895	895	895	896	895	794	8,848

銀行預金	残高(億円)	228
運用資産合計	残高(億円)	9,076

2. 資金管理業務の実績

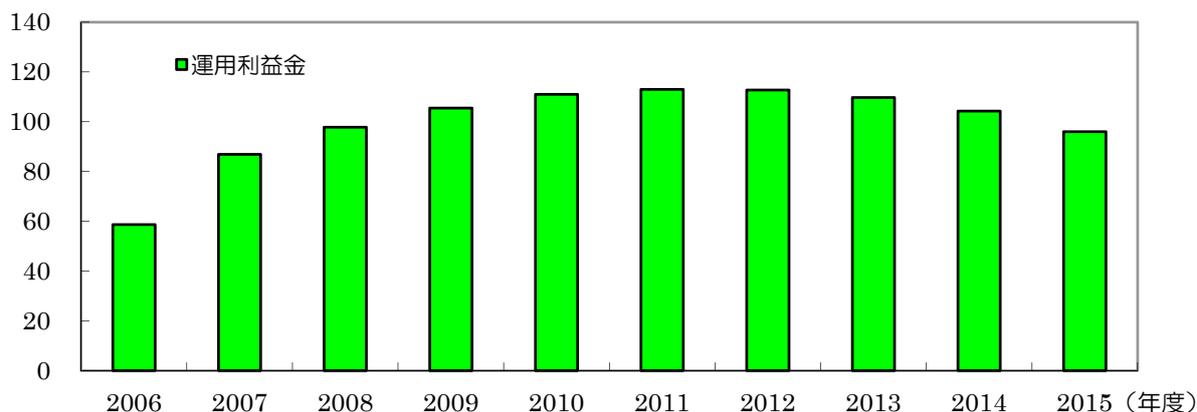
③運用利益金

2005年度から2007年度にかけては、継続検査時預託によって預託台数が大幅に増加しました。これにより再資源化預託金等の残高も大幅に増加し、獲得した運用利益金についても同様に増加しました。

2008年度から2011年度にかけては、預託台数から輸出返還台数及び払渡台数を差引いた台数がほぼ均衡し、期首の再資源化預託金等の残高と期末の再資源化預託金等の残高も上昇幅が緩やかになってきたことから、運用利益金は緩やかな上昇傾向へと変化しました。

2012年度以降は、国債の利回り低下等に伴い、運用利益金は減少しています。

(単位：億円)



(単位：億円)

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
運用利益金	59	87	98	105	111	113	113	110	104	96

④再資源預託金等に付する利息（利率）

自動車リサイクル法第75条では、資金管理法人は再資源化預託金等に利息を付さなければならないことが規定されており、次の場合において当該利息を付して支払われます。

- ・再資源化預託金等の払渡し (P.9)
- ・自動車輸出に伴う再資源化預託金等の返還 (P.11)
- ・特定再資源化預託金等の出えん等 (P.13)

この利息の額は、自動車リサイクル法施行規則第70条に規定された利率の計算方法にて算出することとなり、毎年度の運用利益金の額などを用いて計算します。

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
利率	0.835%	1.132%	1.248%	1.304%	1.344%	1.330%	1.299%	1.236%	1.163%	1.062%